

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和1年6月28日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住所 島根県益田市下本郷町219番地2  
氏名 日新建設株式会社  
代表取締役 宮地正浩  
電話番号 (0856) 22-3378

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日新建設株式会社
事業場の所在地	島根県益田市下本郷町219番地2
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業 小分類:一般土木建築工事業
②事業の規模	元請完成工事高 5.4億円
③従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場と現場事務所から、アスコンがら、コンクリートがら、木くず、廃プラスチック類、紙くず、混合廃棄物が輸送される。木くずは中間処理(破碎)され、再生品目へ。廃プラスチック類は最終処分へ。紙くずは焼却され、アスコンがら、コンクリートがら、混合廃棄物は中間処理(破碎)され、最終処分へ。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図)									
<pre> graph TD     A[代表取締役社長] --&gt; B[安全グループ]     A --&gt; C[総務部]     A --&gt; D[土木部]     A --&gt; E[建築部]     B --&gt; F[処理計画統括責任者]     C --&gt; G[処理計画作成担当]     D --&gt; H[作業所]     E --&gt; I[作業所]     F --&gt; J[処理計画統括責任者]     G --&gt; K[作業所]     H --&gt; L[作業所]     I --&gt; M[作業所]   </pre>									
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
① 現状	【前年度（平成30年度）実績】								
	<table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>排 出 量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </table>	産業廃棄物の種類			排 出 量	t	t		
産業廃棄物の種類									
排 出 量	t	t							
② 計画	(これまでに実施した取組) 添付書類No.4のとおり								
	<table border="1"> <tr> <td>【目標】</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>排 出 量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </table>	【目標】			産業廃棄物の種類			排 出 量	t
【目標】									
産業廃棄物の種類									
排 出 量	t	t							
産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 添付書類No.4のとおり								
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定								
②計画	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 添付書類No.4のとおり								
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定								

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
添付書類No.4のとおり			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
上記内容を実施予定			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
② 計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	実施例なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施予定なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】 添付書類No.1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
添付書類No.4のとおり			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組)  上記内容を実施予定			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

<b>1. 会 社 の 概 要</b>		
(1) 会 社 名	日新建設株式会社	
(2) 資 本 金	4,880万円	
(3) 従 業 員 数	25人	
<b>2. 当該事業場において現に行っている事業の概要</b>		
(1) 従 業 員 数	25人	
(2) ベット数(医療機関等)		
(3) 製 造 品 出 荷 額 等 又 は 元 請 完 成 工 事 高	5.4 億円(平成30年5月～平成31年4月)金額は平成30年度	
(4) 製 造 又 は 工 事 概 要	総合建設業 建築施工 (改修) 土木施工 (法面対策・維持修繕・災害復旧)	
(5) 製 造 等 フ ロ ー シ ト	図面添付のこと(図面番号を記入)	
(6) 工 場 等 配 置 図	図面添付のこと(図面番号を記入)	
(7) 建 設 工 事 請 負 実 績	5.4 億円(平成30年5月～平成31年4月)金額は平成30年度	
(8) 事 業 展 望	公共工事が主体(前年度実績及び本年度計画)で公共工事の更なる減少が予想され、事業の展望は過当競争が必至。従って、非常に厳しい状況にある。	
(9) 廃棄物発生フロー図	図面添付のこと(添付書類No.1)参照	
(10) 作 成 处 理 計 画	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 双 方	
(11) 連 絡 先 (担当者)	所属部署	総務部
	氏 名	
	電話番号	0856-22-3378
	F A X	0856-22-2981
<b>3. 計 画 期 間</b>	平 成 31 年 4 月 1 日 から 令 和 2 年 3 月 31 日まで	

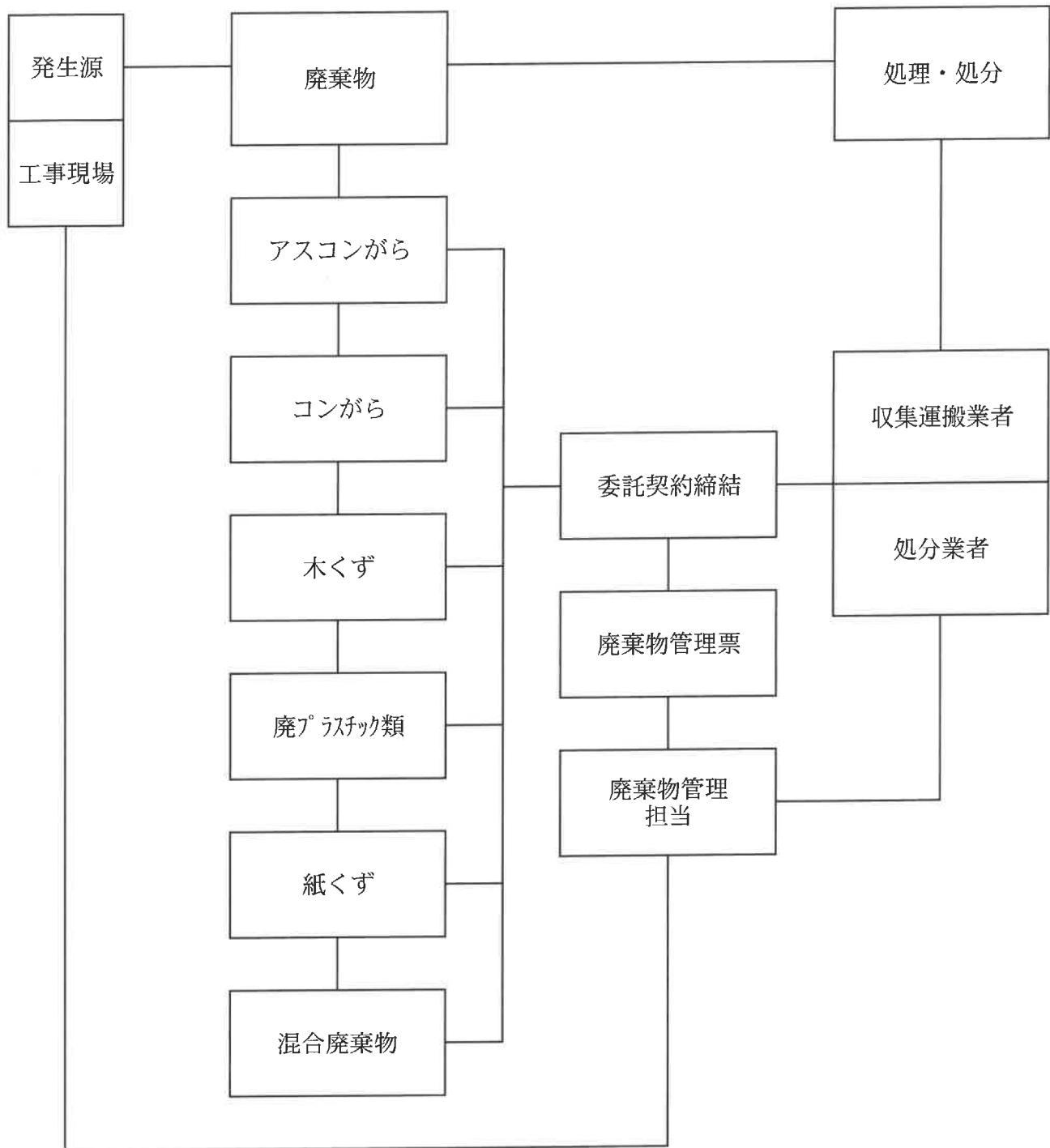
計画策定事項  
(添付書類)

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>計画策定事項<br/>(添付書類)</p> | <p><b>4. 処理に係る管理体制に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 管理組織図</li> <li><input type="radio"/> 産業廃棄物処理責任者氏名</li> <li><input type="radio"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者氏名及び受講状況</li> <li><input type="radio"/> 廃棄物処理施設技術管理者氏名及び受講状況</li> <li><input type="radio"/> 教育・研修</li> <li><input type="radio"/> 情報公開 等</li> </ul> <p><b>5. 排出の抑制に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現状</li> <li><input type="radio"/> 目標の設定</li> <li><input type="radio"/> 具体的取組</li> <li><input type="radio"/> 排出の抑制に係る情報の収集・管理</li> <li><input type="radio"/> 中長期的課題 等</li> </ul> <p><b>6. 分別に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現状</li> <li><input type="radio"/> 目標の設定</li> <li><input type="radio"/> 具体的取組</li> <li><input type="radio"/> 分別に係る情報の収集・管理</li> <li><input type="radio"/> 分別に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)</li> <li><input type="radio"/> 中長期的課題</li> <li><input type="radio"/> 委託処理の状況(契約の状況等) 等</li> </ul> <p><b>7. 再生利用に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現状</li> <li><input type="radio"/> 目標の設定</li> <li><input type="radio"/> 具体的取組</li> <li><input type="radio"/> 再生利用に係る情報の収集・管理</li> <li><input type="radio"/> 再生利用に係る施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)</li> <li><input type="radio"/> 中長期的課題</li> <li><input type="radio"/> 委託処理の状況(契約の状況等) 等</li> </ul> <p><b>8. 処理に関する事項(6及び7に記載する分別及び再生利用に関する項目を除く)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現状</li> <li><input type="radio"/> 目標の設定</li> <li><input type="radio"/> 具体的取組</li> <li><input type="radio"/> 処理に係る情報の収集・管理</li> <li><input type="radio"/> 処理施設・保管施設の設置状況(種類、処理能力、耐用年数等)</li> <li><input type="radio"/> 中長期的課題</li> <li><input type="radio"/> 委託処理の状況(契約の状況等) 等</li> </ul> <p><b>9. 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する項目<br/>《特別管理産業廃棄物処理計画のみ記載する》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 現状</li> <li><input type="radio"/> 措置の概要(計画期間、予算措置等)</li> <li><input type="radio"/> 措置のため設置しようとする施設の概要</li> <li><input type="radio"/> 措置による周辺環境への影響に関する評価</li> <li><input type="radio"/> 措置による成果 等</li> </ul> |
|--------------------------|--|

## 備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。(図面等は除く)
2. 提出部数は、2部とする。  
(但し、県内に複数の施設又は作業場がありその所在地を所管する保健所が2以上の場合は1部とする。)
3. 計画期間は原則5年間とすること。  
(但し、建設業については原則1年間とすること。)

## 廃棄物発生フロー図

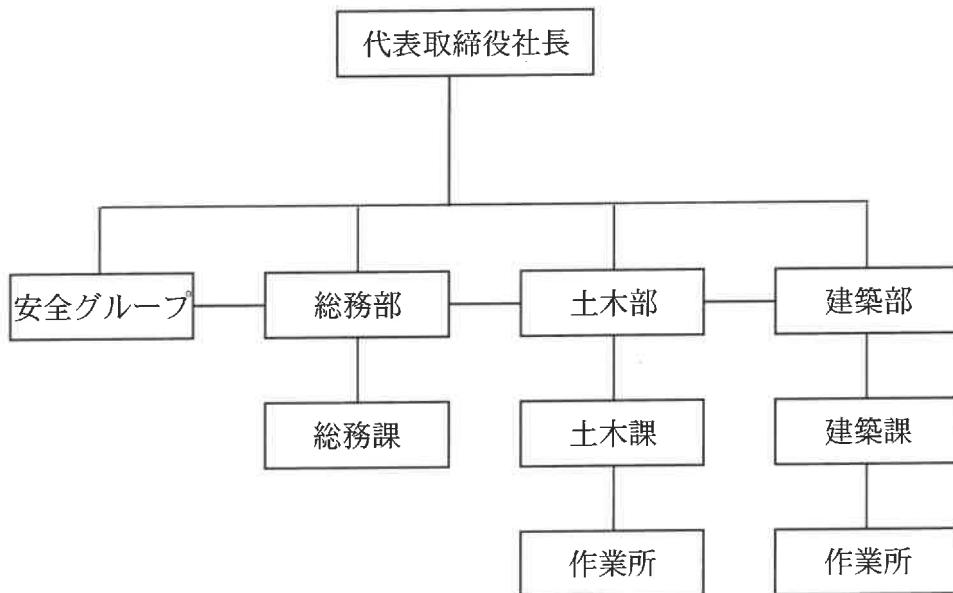


## 4. 処理に係る管理体制に関する事項

## (1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	本社	
廃棄物担当	本社	
役割	廃棄物処理 統括責任者	廃棄物処理計画方針の策定 廃棄物管理規定の策定・改廃 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	安全グループ 総務課	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 処理業者選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理 監督官庁への各種報告 社員、関連会社に対する教育・啓発 その他関係する事項

## 廃棄物管理組織



(2) 教育・研修

- ・環境対策について
- ・建設系廃棄物マニフェストについて

(3) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生・分別・再生利用状況について情報の公開に努める。

## 環境対策について

私たちは毎日、実際に多くのものやエネルギーを消費して生活しています。この日々の生活に伴って、目に見えるところで、また見えないところで様々なごみが排出され続けています。その結果、1年間に家庭等から排出される廃棄物（一般廃棄物）は、およそ5,115万トン（平成8年度）に達し、東京ドームのおよそ138杯分にもなります。このごみを標準的な2トントラックに積み込むと、2,500万台以上のトラックが必要となり、一列に並べると地球を3周以上する長さになります。さらに、工場や事業所等から排出される廃棄物（産業廃棄物）は平成8年度で約4億2,600万トンであり、このような大量の廃棄物を処理するために、多くの時間と経費をかけなければならないようになっています。さらに、廃棄物処理に伴い発生するダイオキシン類の対策や最終処分場の不足、不法投棄の問題といった課題が生じています。

このような課題を解決していくために、廃棄物の排出を抑制し、その上で再生利用（リサイクル）を推進していく社会、すなわち循環型社会への転換を図っていかなければなりません。

### 1. 廃棄物とは

自ら利用したり他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったもので、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿などの汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた19種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類されます。

また、これらの廃棄物のなかで、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

### 2. 産業廃棄物と一般廃棄物

区分	種類	内容
あ ら ゆ る 事 業 活 動	1 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、コークス灰、活性炭など
	2 汚泥	工場排水処理や製品製造工程などから、排出される泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、洗車場汚泥等
	3 廃油	潤滑油、洗浄用油、切削油、鉱物性油、タールピッチ、溶剤等
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石鹼液、写真現像廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	廃合成樹脂建材、廃発砲スチロール、廃タイヤ（合成ゴム）等
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（廃タイヤは合成ゴムのため廃プラスチック類）

に 伴 う も の	8	金属くず	研磨くず、切削くず、空き缶、スクラップ、鉄骨・鉄筋くず等
	9	ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶器くず、耐火煉瓦くず、石膏ボード等
	10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉の残さい、ボタ、不良鉱石等
	11	がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、かわら破片等工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
	12	ばいじん類	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設で集められたもの
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業からの紙くず (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業（※）からの木くず、おがくず、パーク類等 ※2008年4月1日から追加。尚、2008年4月1日より「貨物の流通のために使用したパレット」がこれまでの一般廃棄物から産業廃棄物に区分変更。 (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	16	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、にわとり等のふん尿 (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	17	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、にわとり等の死体 (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	18	動物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業からののりかす、醸造かす、あめかす、魚及び獸のあら等 (それ以外の業種からのものは事業系一般廃棄物)
	19	動物系固形不要物	と畜場等から発生した動物に関わる固形状の不要物

※13～19については特定業種以外から排出された廃棄物は事業系一般廃棄物となります。

### 3. 廃棄物処理法

#### (1) 排出事業者責任

廃棄物処理法は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定して、排出事業者の処理責任を明確にしています（法第3条第1項）。これは排出事業者責任と呼ばれ、廃棄物処理の重要な原則になっています。

産業廃棄物の排出量が多く、排出状況も安定して、処理施設の確保または維持管理が容易である場合は、排出した廃棄物を自ら処理して効率的に進めていくことが可能です。しか

し、そうでない場合には、都道府県知事または保健所設置市長から許可を受けた処理業者等に委託して産業廃棄物を処理する必要があります。このような状況において、排出事業者責任をまっとうするためには、排出事業者と処理業者の間で適正な委託契約を結ぶことが求められます。

## (2) 委託基準

適正な委託契約を結ぶためには、法で定める委託基準に従うことが必要です。

委託基準には主に次のものがあげられます。（法第12条第5項～第7項、法第12条の2第5項～第7項）

- (ア) 処理を委託する相手は処理業の許可を有する（または施行規則第8条の3に定める）者であること。（令第6条の2第1号、第2号）
- (イ) 委託する業者は、委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれていること。（令第6条の2第1号、第2号）
- (ウ) 委託契約は書面で行うこと。（令第6条の2第4号）
- (エ) 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託する者に対してあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱い上の注意事項を書面で通知すること。（令第6条の6第1号）
- (オ) 契約書及び契約書に添付された書類を契約終了日から5年間保存すること。（令第6条の2第5号、規則第8条の4の3）
- (カ) 収集運搬の委託は収集運搬業の許可を持つものと、中間処理（再生を含む）または最終処分の委託は処分業の許可を持つものと、それぞれ2者間で契約すること。（法第12条第5項）

## (3) 添付すべき書面

委託契約書面には、以下の区分に応じて書面を添付することが義務付けられています。（令第6条の2第4号および規則第8条の4）

### [1] 運搬に係る委託契約書

- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 再生利用に係る環境大臣の認定証の写し
- 広域的処理に係る環境大臣の認定証の写し
- 無害化処理に係る環境大臣の認定証の写し
- 他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬が、その事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

### [2] 処分又は再生に係る委託契約書

- 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- 再生利用に係る環境大臣の認定証の写し
- 広域的処理に係る環境大臣の認定証の写し
- 無害化処理に係る環境大臣の認定証の写し

- 他人の産業廃棄物の処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処分が、その事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

#### (4) 委託契約内容

契約内容を明確にするため、委託契約は書面により行うことが義務付けられています。委託する回数、量にかかわらず、書面による契約が必要です。

### 4. マニフェスト

#### 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

事業者が産業廃棄物の収集運搬・処分を処理業者に委託する際に、交付が義務付けられたマニフェストによって当該廃棄物の処理の流れを自ら把握して、廃棄物の不法投棄の未然防止や適正な処理を確保することを目的とした制度です。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストがあり、どちらかを選択して使用する必要があります。

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することになっています。その処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付して、産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物に関する正確な情報を伝えるとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握する必要があります。

#### (1) 法的位置付け

マニフェスト制度は、厚生省（現環境省）の行政指導で平成2年に始まりました。その後、平成5年4月には、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、マニフェストの使用が義務付けられました。

平成10年12月からはマニフェストの適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票（以下、「紙マニフェスト」という）に加えて、電子情報を活用する電子マニフェスト制度（以下、「電子マニフェスト」という）が導入されました。これにより、排出事業者は紙マニフェストまたは電子マニフェストを使用することになりました。

さらに、平成13年4月には、産業廃棄物に関する排出事業者責任の強化が行われ、マニフェスト制度についても、中間処理を行った後の最終処分の確認が義務付けられました。

#### (2) マニフェストに関する義務と罰則

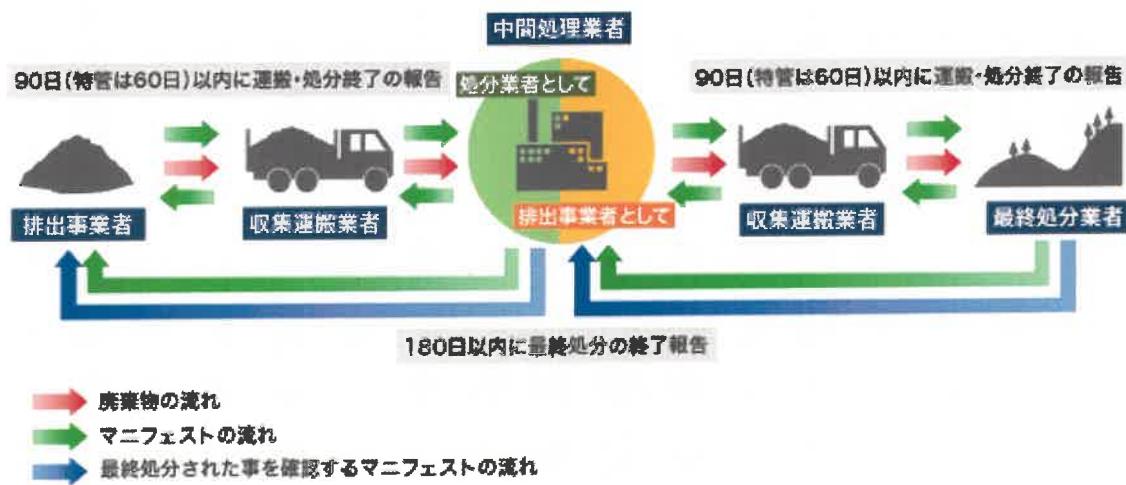
マニフェストの不交付、虚偽記載、記載義務違反および保存義務違反など、マニフェストに係る義務を果たさない排出事業者および処理業者は、万一、委託した廃棄物が不適正に処理された場合、都道府県等から措置命令（法第19条の4第1項）を受けることがあります。また、違反の内容によっては刑事罰を受けることもあります。

マニフェストに関連して、違反があった場合、措置命令や罰則の対象になります。

### (3) 排出事業者の処理終了確認

排出事業者（中間処理業者が排出事業者となる場合も含む）は、マニフェストの交付後 90 日以内（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内）に、委託した産業廃棄物の中間処理（中間処理を経由せず直接最終処分される場合も含む）が終了したことを、マニフェストで確認する必要があります。また、中間処理を経由して最終処分される場合は、マニフェスト交付後 180 日以内に、最終処分が終了したことを確認する必要があります。

排出事業者は、上記の期限を過ぎても処理業者からのマニフェストによる処理終了報告がない場合には、委託した産業廃棄物の処理状況を把握した上で適切な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県知事または政令市長に報告する必要があります。



### (4) 電子マニフェスト制度

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化して、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストの運営を行っています。電子マニフェストを利用する場合には、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要ですが、電子化のメリットである「情報の共有」と「情報伝達の効率化」により、関係者間における情報管理の合理化が推進可能となります。

### (5) 紙マニフェストの運用

#### 1) 紙マニフェストの交付

排出事業者は、マニフェスト（7枚複写 A・B1・B2・C1・C2・D票・E票）に必要事項を記入し、交付します。廃棄物の引渡し時に、収集運搬業者による署名または押印を得て後、A票を手元に残し、残りのマニフェストを収集運搬業者に渡します。排出事業者はそのA票を5年間保存します。

#### 2) 運搬終了時

収集運搬業者は、残りのマニフェストを廃棄物とともに処分業者に渡します。処分業者は所

定欄に署名のうえ、B1 票 B2 票を収集運搬業者に返します。収集運搬業者は B1 票を保管し、B2 票を排出事業者に送付（10 日以内）し、運搬終了を報告します。

### 3) 処分終了時

処分業者は、処分終了後、マニフェストの所定欄に署名し、収集運搬業者に C2 票を、排出事業者に D 票（最終処分の場合は E 票も併せて）を送付（10 日以内）し、C1 票は自ら保存します。処分（中間処理）業者は受託した産業廃棄物を中間処理した残さ（中間処理産業廃棄物）の最終処分が終了するまでの間 E 票を保管します。

### 4) 最終処分終了時

処分業者は、自ら交付したマニフェスト（2 次マニフェスト）等により最終処分の終了を確認し、保管していた排出事業者の E 票に最終処分終了年月日、最終処分の場所を記載の上、排出事業者に返送（10 日以内）します。

### 5) 返送されたマニフェストの確認および保存

#### ア. 排出事業者による確認

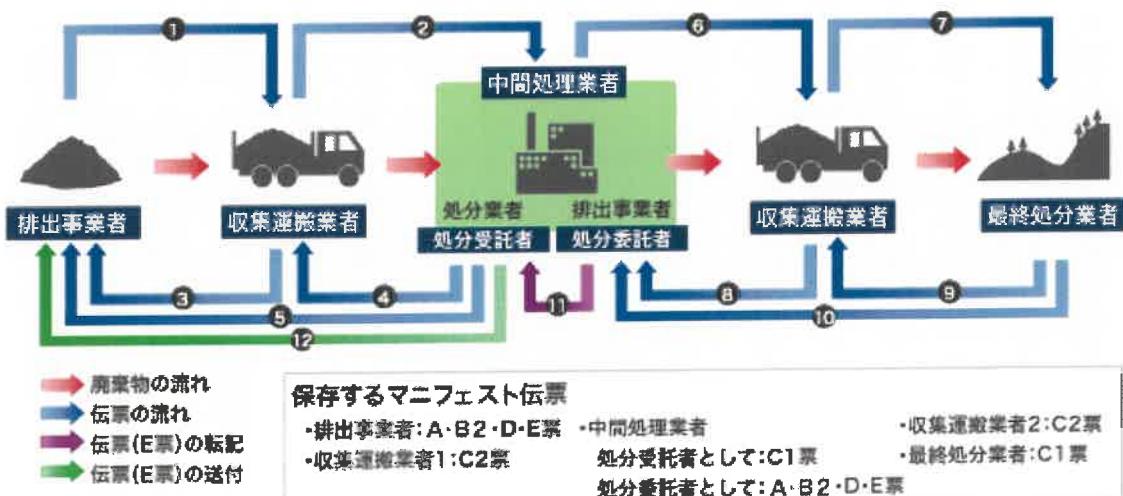
排出事業者は、A 票と収集運搬業者、処分業者から戻ってきた B2 票、D 票、E 票を照合し、適正であることを確認しなければなりません。

#### イ. マニフェスト伝票の保存

排出事業者および処理・処分業者が保存しなければならないマニフェスト伝票は、下表のとおりです。保存期間は、マニフェストの交付日または送付を受けた日から 5 年間です。

（法第 12 条の 3 第 2、9、10 項）

区分	保存するマニフェスト伝票
排出事業者	A 票、B2 票、D 票、E 票
収集運搬事業者	C2 票
中間処理業者	処分受託者として C1 票 処分委託者として A 票、B2 票、D 票、E 票
最終処分業者	C1



# マニフェスト

## 建設系マニフェストとは

建設九団体が発行する「建設系廃棄物マニフェスト」は、建設業団体が推奨する唯一の建設系の「産業廃棄物管理票」です。

取扱いは建設マニフェスト販売センターのみが行っています。

建設現場で利用しやすい様式で構成されており、法令に準拠したものとして環境省に届け出ています。

建設現場での「産業廃棄物管理票」交付に当たっては、建設九団体発行の「建設系廃棄物マニフェスト」をご利用ください。

建設系廃棄物マニフェストの売上金の一部は、産業廃棄物適正処理推進センターに設けられた不法投棄原状回復基金への資金拠出に充てられています。

## 建設マニフェスト伝票（A 票～E 票）

票	使 用 方 法
A 票	排出業者の控
B1票	収集運搬業者が1社の場合 収集運搬業者の控となります。 収集運搬業者が2社の場合 排出事業者が、委託した収集運搬業者(1)より収集運搬業者(2)へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。 (※)
B2票	収集運搬業者が1社の場合 排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのものです。 収集運搬業者が2社の場合 排出事業者が、委託した収集運搬業者(2)より中間処理・最終処分業者への運搬されたことを確認するためのものです。 (※)
C1票	中間処理・最終処分業者の控えとなります。
C2票	収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのものです。
D 票	排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのものです。
E 票	排出事業者がすべての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認するためのものです。

※収集運搬業者(1)、(2)は必要に応じて写しを保存する。(収集運搬業者(1)はB1票の写し、収集運搬業者(2)はB2票の写し)

## マニフェストシステムのしくみ

建設工事においては、排出事業者は元請業者です。

排出事業者は産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、許可業者との間で「産業廃棄物処理委託契約書」を締結し、委託した産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付しなければなりません。

マニフェストは、排出する産業廃棄物の種類ごとに交付します。

### 1. 必要事項を記入します。

排出事業者は7枚複写のマニフェストに必要な事項\*を記入し、交付担当者がサインした後、産業廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡します。その際、取扱いの注意などをきめ細かく記入しておく必要があります。

#### 法令に規定された排出事業者が記載すべき事項

1. マニフェストの交付年月日及び交付番号 (建設系廃棄物マニフェストには購入時にすでに交付番号は記載されています。)
2. 排出事業者の氏名または名称及び住所
3. 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4. マニフェストの交付を担当した者の氏名
5. 廃棄物の種類及び数量
6. 運搬または処分を受託した者の住所
7. 運搬先の事業場の名称及び住所地及びに運搬を受託したものが産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場合の所在地
8. 産業廃棄物の荷姿
9. 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う予定場所の所在地
10. 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

### 2. 引き渡した控え(A票)を受け取ります。

収集運搬業者に産業廃棄物を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認します。

運搬担当者欄に運搬受託者名(会社名)と収集運搬担当者(運転手の氏名)のサイン(又は押印)、車番・車種を記入してもらい、控えとしてA票を受け取ります。

### 3. 控えを確実に保管します。

収集運搬業者から返された「A票」は、確実に保管しておきます。建設系産業廃棄物の収集・運搬及び処分などが終了した際に返送されるマニフェストと照らし合わせる必要があるからです。

### 4. 中間処理業者、最終処分業者(中間業者を含む)への引渡しを確認します。

収集運搬業者が産業廃棄物を中間処理業者又は最終処分業者に引き渡した確認として、中間処理業者又は最終処分業者に処分受託者名(会社名)と処分業者の受領担当者名(個人名)のサインが記入(又は押印)されたB票(収集運搬業者が1社の場合は「B2票」、収集運搬業者が2社の場合は「B1票」及び「B2票」)を、収集運搬業者より受け取ります。これを控えの「A票」と照らし合わせて確認します。

### 5. 中間処理業者からの処分終了通知を受け取ります。

処分委託先が中間処理業者の場合には、産業廃棄物の中間処理が終了した後、処分受託者名(会社名)と処分担当者名(個人名)のサインが記入(又は押印)された「D票」が中間処理

業者から返送されます。マニフェスト交付後 90 日を過ぎても「D 票」が返送されない場合(特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)、あるいは返送された「D 票」に記載不備や虚偽記載の恐れがある場合、排出事業者は収集運搬業者又は中間処理業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を調査把握して行政へ報告するなど適切な措置を講じてください。この「措置内容等報告」についての詳細は、都道府県、保健所設置市の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

#### 6. 中間処理業者から最終処分完了通知を受け取ります。

処分委託先が中間処理業者の場合には中間処理業者により最終処分終了日、最終処分(再生を含む)を行った場所の所在地/名称が記載された「E 票」が返送されます。

伝票交付後 180 日を過ぎても「E 票」が返送されない場合、あるいは返送された「E 票」に記載不備や、木々記載のおそれがある場合、排出事業者は中間処理業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を把握し行政へ報告するなど、適切な処置を講じて下さい。詳しくは各都道府県、保健所設置市の産業廃棄物担当部局にお問い合わせください。

処分委託先が最終処分業者あるいは再生業者の場合には、中間処理業者の場合と異なり、5、6 の部分が次の 6' によります。

#### 6'. 最終処分業者、再生業者からの処分終了通知を受け取ります。

産業廃棄物の処分が終了した後、最終処分業者、再生業者の処分受託者名(会社名)と処分担当者名(個人名)のサインが記入(又は押印)された「D 票」及び最終処分終了日、最終処分(再生を含む)を行った場所の所在地・名称が記載された「E 票」が返送されます。マニフェスト交付後 90 日を過ぎても「D 票」「E 票」が返送されない場合(「D 票」「E 票」が同時に返送されるため 90 日)、あるいは返送された「D 票」「E 票」に記載不備や虚偽記載のおそれがある場合、排出事業者は収集運搬業者又は最終処分業者、再生業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を調査把握して行政へ報告するなど適切な措置を講じてください。この「措置内容等報告」についての詳細は、都道府県、保健所設置市の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

#### 7. 処分を確認し、保存します。

中間処理業者等から返送された「D 票」「E 票」を、保管していた「A 票」と照会し、指示通りに処分が行われたかチェックします。この照合確認した「A 票」と返送してきた「B2 票」(収集運搬業者が 2 社の場合は「B1 票」及び「B2 票」)、「D 票」「E 票」は、5 年間保存する義務があります。

## 記載要領

網掛け( )以外の項目については、不要の場合、斜線等により抹消する。

### 1. 交付年月日欄

排出事業者が伝票を交付した日付を記入する。

### 2. 交付番号欄

交付番号は10桁で、シリアル番号として記入済み。

(交付番号(10桁)の次の1桁(網掛け部分)は交付番号用チェックデジットで、コンピュータの入力時に誤入力検知のために使用する。)

### 3. 交付担当者欄

伝票交付担当者の所属、氏名を記入する。

### 4. 事前協議欄

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入する。

### 5. 整理番号欄

排出事業者が必要に応じて伝票管理のために任意の番号を記入する。

### 6. 排出事業者欄

住所、〒、氏名又は名称、電話番号、及び作業所の所在地、〒、名称、電話番号を記入する。

### 7. 照合・確認日欄

排出事業者は、B1、B2、D、E票が返送されてきたとき、それぞれA票と照合・確認した上で、日付を記入し、確認者の検印又はサインをする。

### 8. 産業廃棄物の種類欄

ア該当する単位に○印をつける。

イ該当する品目の番号に○印をつけ、その数量を記入する。該当する廃棄物がないときは空欄に品目名及び数量を記入する。

ウ混合廃棄物の場合は「混合」の番号に○印をつけ、数量を記入するとともに、含まれる品目の番号にも○をつける。(個別の数量記載は不要)

エ03その他がれき類は、01コンクリートがら、02アスコンがら以外のものとする。  
オ石綿含有産業廃棄物の場合は、「石綿含有産業廃棄物」の番号(08又は17)に○印をつけ、数量を記入するとともに、該当する種類(品目)の番号にも○印をつける。(数量の記載は不要)

### 9. 形状欄・荷姿欄

該当するものそれぞれに○印をつける

### 10. 中間処理産業廃棄物欄

中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する項目で、該当欄に○印をつける。2を選択した場合、受託した廃棄物の処分委託者の氏名又は名称、及び管理票の交付番号もしくは電子マニフェストの登録番号を記入する。

建設業者が排出事業者として交付する場合には斜線等により抹消する。

### 11. 最終処分の場所(予定)欄

予定されている廃棄物の最終処分先を記載する(排出事業者が記載)

最終処分(再生を含む)を委託する場合にも記載する。

該当欄に○印をつける。2を選択した場合は、所在地、名称を記入する。

### 12. 収集運搬業者(1)、(2)欄

(収集運搬業者(2)欄は、収集運搬業者が2社の場合のみ使用する)

ア住所、〒、氏名又は名称、電話番号を記入する。

イ積替え・保管経由の有無について、該当する項目の番号に○印をつける。

ウ収集運搬車両番号は、収集運搬に使用する車両の登録番号(ナンバー)を記入する。  
工車種は、収集運搬に使用する車両の車種を記入する。

13. 処分業者の処理施設欄

ア所在地、〒、名称、電話番号を記入する。

イ処分方法は該当する項目の番号に○印をつける。該当する項目がない場合は、4.～8.の欄にその方法を記入する。

14. 処分業者欄

中間処理・最終処分を行う業者の住所、〒、氏名又は名称、電話番号を記入する。

15. 積替え又は保管欄

ア積替え又は保管を行う場合は、所在地、〒、電話番号を記入する

イ有価物拾集欄

積替え・保管場所での有価物の拾集が行われる場合、「有」に○印をつける。有価物拾集欄の実績数量は収集運搬業者(1)又は(2)(積替え・保管を行った者)がそれぞれ記入する。

16. 追加記載事項欄

廃棄物の特性や取扱い上の注意事項など、マニフェストの各欄に記載できない必要情報を追加して記入する。また、収集運搬の委託業者が3社以上になる場合等は追加の運搬受託者欄等を設けて記入する。

17. 運搬の受託(1)欄

この伝票記載の廃棄物を運搬する者(1)が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサイン又は受領印を押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

18. 運搬の受託(2)欄

(収集運搬車が2社の場合のみ使用する)

この伝票記載の廃棄物を運搬するもの(2)が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサイン又は受領印を押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

19. 処分の受託(受領)欄

B1、B2、C1、C2、D、E票の処分の受託(受領)欄には、処分業者(中間処理業者、最終処分業者又は再生業者)が、伝票記載の廃棄物を受領した日付及び会社名を記入し、担当者がサイン又は受領印を押印する。

20. 処分の受託(処分)欄

C1、C2、D、E票の処分の受託(処分)欄には、廃棄物の処分が終了した時点で社名を記入し、処分を担当したものがサイン又は押印し、処分終了日を記入する。

21. 最終処分終了日(埋立処分、再生等)欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分(再生を含む)が完了した報告を受けた時点で、最終処分終了日を記入し、確認担当者がサイン又は押印する。最終処分業者・再生業者の場合、「20」と同じ日付を記載。

22. 最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分先(再生を含む)の処理施設名称及び所在地を記入する。

最終処分業者・再生業者の場合、「13」の処理施設及びその場所を記入する。

ただし、最終処分を行った場所が委託契約書に記載されている場合は委託契約書の処分先No.を記入することも可能。

## マニフェスト記入のしかた (収集運搬業者 1社の場合)



**マニフェスト記入のしかた**  
(収集運搬業者2社の場合)

は1～6の番号箇所の記入はP27.P28の記載要領を参照して下さい。

②	交付年月日 2000年08月08日	交付番号 04301470180	業者名 建設系廃棄物マニフェスト(ア)
①	事業者 住所 氏名又は姓 電話番号	文書番号 0430000000 住所 〒104-0000 東京都中央区八丁目180-0 名前△運営△運営 電話番号 03-0000-0000	文書番号 0430000000 住所 〒163-0000 東京都新宿区西新宿6-18 名前△運営△運営 電話番号 03-0000-0000
⑥	提出年月日 2000年08月08日	提出年月日 2000年08月08日	提出年月日 2000年08月08日
⑧	産業廃棄物の種類		
⑨	提出年月日 2000年08月08日		
⑩	提出年月日 2000年08月08日		
⑪	提出年月日 2000年08月08日		
⑫	提出年月日 2000年08月08日		
⑬	提出年月日 2000年08月08日		
⑭	提出年月日 2000年08月08日		
⑮	提出年月日 2000年08月08日		
⑯	提出年月日 2000年08月08日		
⑰	提出年月日 2000年08月08日		
⑱	提出年月日 2000年08月08日		
⑲	提出年月日 2000年08月08日		
⑳	提出年月日 2000年08月08日		
㉑	提出年月日 2000年08月08日		
㉒	提出年月日 2000年08月08日		



## マニフェスト記入のしかた (石綿含有産業廃棄物の場合)

（注）各行～各番号場所の記入はP27,P28の記載要領を参照して下さい。



## 1. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

### (1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適性処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した廃棄物はすべて処理業者に委託して、収集運搬から処分に至るまで確認し適確に管理する。
- ③最終処分量の削減・再生利用の拡大等については、工事そのものが、発注元が公共工事で、廃棄物処理については、仕様書に明記され、仕様書通りに履行し、削減・再生利用に努める。
- ④廃棄物の処理については関連会社等にも（発生抑制・再生利用）必要な指導をする。

### (2) 廃棄物処理の現状

現時点では工事現場が公共工事である。従って、発注元の工事仕様書に廃棄物処理方法が明記され、仕様書に基づいた処理を実施している。

### (3) 産業廃棄物の種類別発生、処理状況 (平成30年度実績)

産業廃棄物の種類	排出量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
アスコンがら コンがら	182.010 t	182.010 t	t	182.010 t	t	t
廃プラスチック類	9.805 t	9.805 t	t	9.805 t	t	t
木くず	890.599 t	890.599 t	t	890.599 t	t	t
廃石膏ボード	2.782 t	2.782 t	2.782 t	t	t	t
金属くず	2.110 t	2.110 t	t	2.110 t	t	t
がれき類	9.020 t	9.020 t	t	t	t	t
ガラス 陶磁器くず	1.500 t	1.500 t	t	t	t	t
がれき安定型) (石綿含有)	8.140 t	8.140 t	t	t	t	t
がれき(管理型) (石綿含有)	5.910 t	5.910 t	t	t	t	t
建設混合廃棄物 (安定型)	2.990 t	2.990 t	0.520 t	t	t	t
建設混合廃棄物 (管理型)	1.833 t	1.833 t	1.001 t	t	t	t

### (4) 産業廃棄物の種類別発生、処理状況 (平成31年度計画)

産業廃棄物の種類	排出量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
アスコンがら コンがら	182.010 t	182.010 t	t	182.010 t	t	t
廃プラスチック類	9.805 t	9.805 t	t	9.805 t	t	t
木くず	890.599 t	890.599 t	t	890.599 t	t	t
廃石膏ボード	2.782 t	2.782 t	2.782 t	t	t	t
金属くず	2.110 t	2.110 t	t	2.110 t	t	t
がれき類	9.020 t	9.020 t	t	t	t	t
ガラス 陶磁器くず	1.500 t	1.500 t	t	t	t	t
がれき安定型) (石綿含有)	8.140 t	8.140 t	t	t	t	t
がれき(管理型) (石綿含有)	5.910 t	5.910 t	t	t	t	t
建設混合廃棄物 (安定型)	2.990 t	2.990 t	0.520 t	t	t	t
建設混合廃棄物 (管理型)	1.833 t	1.833 t	1.001 t	t	t	t